

第1次～第4次行財政改革における補助金等の見直しの経緯

1 第1次行財政改革における総括

第1次行財政改革においては、「補助金交付基準の策定」「補助金総額の設定」「市民参加による審査・評価委員会の設置」を3つの柱として補助金の見直しに取り組み、その成果及び課題について次のとおり総括しています。

(5) 補助金の適正化

補助金の見直しは、合併後の課題解消の主要課題の一つであり、補助金の不均衡是正と補助金総額の抑制の取組でした。

このため、「補助金の見直し指針」を策定して、見直しの基本方針と補助金交付基準を示し、市民参加による補助金評価を行って、バラツキのあった補助金の平準化と統一に取り組みました。

補助金の総額抑制では、一律カット・積戻し方式による歳出抑制を3年間実施した後、枠配分方式を導入しましたが、市民生活の下支えとなっている補助金が多いため、本市の経済情勢において一定以上の削減は難しく、削減目標を達成することはできませんでした。

また、補助金体系の見直しでは、既存の補助金を一旦白紙化し「京丹後市として一から補助金を創り出す」という考えのもと、市が施策推進として交付する「施策的補助金」と市民の地域力を高めることを目的とした「公募型補助金」による補助金体系に再構築し、市民活動等に対する支援方を整備しました。

なお、平成21年度には、世界同時不況による産業・雇用支援緊急対策の財源を確保するため、職員給与の給与カットとあわせてイベント補助金の1年間休止措置を実施しました。

このように、今日の厳しい経済情勢の中では、補助金は、市民生活を効果的に支援できるものであり、今後の状況を見極めながら、有意義に効果を発揮するよう臨機の見直しが必要であると考えます。

(「第1次京丹後市行財政改革の取り組みに関する総括」より抜粋)

第1次行財政改革における補助金の見直しでは、「補助金の見直し指針（平成17年10月策定：計画期間平成21年度末まで）」を策定し、その中で「補助金交付基準」を定めて、補助率や補助対象経費の不均衡の見直しなど、旧町から引き継がれた補助金の課題を一定整理しました。

しかし、計画期間中に発生したリーマンショックに端を発する景気低迷に対応するため、産業・雇用支援緊急対策などを行う必要が生じたことから、「補助金総額の抑制」を達成することはできず、また、「市民参加による審査・評価委員会」による第三者評価も単発（平成18年度実施のみ）に終わるなど、多くの課題が第2次行財政改革に引き継がれました。

2 第2次行財政改革における総括

(1) 見直しの内容

第2次行財政改革においては、旧町での交付額に一定の削減率を乗じた額を交付していたイベント補助金について見直しを行い、平成22年度予算からは事業費を根拠にした統一算定式による上限額の設定を行いました。

また、新たなガイドラインとして平成24年9月に策定した基本方針（初版）により平成25年度予算編成時から見直しに着手し、さらに個々の補助金等について見直しの方向

性とその実施年度を示した「個別補助金等見直し方針（平成 25 年 10 月策定）」を策定し、両方針に基づいて見直しを実施しました。

両方針に基づく見直しの状況は以下のとおりです。

ア 団体運営費助成から事業費助成への移行

補助金交付要綱の制定又は改正により、見直し前（平成 25 年度の状況。以下イ～キについても同様。）に 31 件あった運営費助成のうち 3 件を事業費助成に転換し、1 件を廃止した。

新規の団体運営費助成制度は創設していない。

イ 団体運営費助成の対象経費の明確化

上記アの例外として特定の団体への団体運営費助成を継続する条件として、下記の判断基準を定めた。

【団体運営費助成継続条件】

以下の 1 から 3 の条件のすべてに該当し、かつアからウの条件のいずれかに該当する場合は、「補助金等交付基準」及び「補助金等見直し基準」により助成の適否を十分に精査したうえで、運営費に対する助成を継続することができる。

1. 助成対象団体が実施する事業の公益性が極めて高い
2. 当該団体の活動の受益者が市の全域に及ぶ
3. ただちに事業費助成に移行することにより公益を著しく損なう可能性が高い

ア. 自治会のみを構成員とする団体（地域公民館運営組織を含む）

イ. 法律により当該組織の設置が義務づけられている団体

ウ. 団体運営事務を行わせるために有給従業員を通年で雇用している団体

この基準に基づき、15 件の補助金等は特例運営費助成として運営費助成を継続することとし、このうち 3 件については交付要綱の見直しを行い、助成目的、助成対象経費、助成率、制度終期の明確化を行った。

ウ 公募型補助金への見直し

新たに、企画公募型補助金であるコミュニティビジネス応援補助金を創設した。

なお、特定の団体のみを助成対象とする補助金等の公募型への転換は実施していない。

エ 終期の設定

見直し前には制度終期を要綱に規定していたのは 13 件であったが、要綱制定又は改正により 21 件で新たに終期を規定した。

一方で、新規に創設した補助金等 24 件（単年助成及び国・府の特定財源があるものを除く）のうち終期を設定したものは 8 件であった。

オ 零細助成・低率助成団体の自立促進と制度の見直し

零細又は低率助成となっていた 6 件のうち、2 件の補助金を廃止した。

また、目的を同じくする助成対象団体が合併して組織運営の効率化を図り、零細助成ではなくなったものも 1 件ある。

カ 補助金交付要綱の整備

見直し前には例規が未制定であった 82 件のうち 11 件について補助金交付要綱を制定した。また、新たに創設した補助金 37 件（単年助成を除く）のうち 18 件は補助金交付要綱を制定した。

キ 事業実施主体の見直し

5 件の補助金を廃止し、委託料（2 件）、負担金（2 件）、その他の費目（直営事業への転換：1 件）への見直しを行った。

ク 市税等の滞納者に対する交付制限

新たに「京丹後市市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成 26 年京丹後市規則第 19 号。以下「交付制限規則」という。）」を制定し、下記に該当する補助金等を除き、市税や下水道使用料等の滞納者への交付制限を実施している。

【交付制限の対象としない補助金等】
・ 国府等の制度による補助金等であって、市の裁量権に制限があるもの
・ 生活困窮者、障害者、高齢者、母子父子家庭の親又は子の生活維持・心身の健康の確保を図る目的で、当該個人又は委託を受けた者に直接交付するもの
・ 児童（18 歳に達して最初の 3 月末を過ぎるまで）の養護及び教育の機会の確保を図る目的で、当該児童、その養育者、委託を受けた者に直接交付するもの
・ 債務負担行為を定めているもの
・ 市長が前 4 項に準ずると認めるもの

ケ 市民等の第三者を加えた審査機関等による評価及び審査

平成 26 年度に京丹後市事務事業等見直し委員会（副市長及び部局長により構成する内部委員会）で 32 件の補助金の評価及び審査を実施した。

※審査結果 廃止：3 件、制度を見直して継続：17 件、現状のまま継続：12 件

コ 補助金等の効果の明確化

上記事務事業等見直し委員会で審査対象とした 32 補助金について、助成制度所管課による事業実施効果を示す指標（効果指標・アウトプット指標）及び施策目的の達成成果を示す指標（成果指標・アウトカム指標）を設定し、それに基づく評価を行った。

その結果、効果指標は全補助金で設定され、交付実績のないもの以外はその効果の明確化が一定はできたが、成果指標が適正に設定され施策目的の達成状況を把握できたものは 19 補助金にとどまった。

サ 見直しによる歳出抑制効果

平成 25 年以降、90 件の補助金について見直しを行い、75, 147 千円の予算抑制効果が得られた。

	補助金数	抑制額（対前年度当初予算比）
平成 25 年度当初予算	35 件	31, 334 千円
平成 26 年度当初予算	40 件	26, 886 千円
平成 27 年度当初予算	15 件	16, 927 千円

(2) 課題

上記のとおり見直しを一定は進めましたが、いずれもまだ途上であり、下記に例示する課題等の解消に向け、さらに見直しを進める必要があります。

- ・団体運営費助成制度数（15 特例運営費助成を除く）：12 制度
- ・特例運営費助成のうち助成対象経費・助成率等が不明確な制度数：12 制度
- ・助成制度の終期設定が規定されていないものの割合：83%
- ・零細・低率助成となっている制度数：3 制度
- ・交付要綱等例規未整備の助成制度の割合（単年度助成を除く）：34%
- ・交付要綱等における当該助成の具体的目的（成果目的）の規定が不徹底
- ・市民等の第三者を加えた評価及び審査が未実施
- ・補助金等の効果の明確化としての、施策目的達成状況を示す指標（成果指標・アウトカム指標）の設定が不徹底
- ・イベント補助金における平成 20 年度交付額を上限としていることに伴う不均衡

3 第 3 次行財政改革における総括

(1) 見直しの内容

第 2 次行財政改革から引き続き、本基本方針及び「個別補助金等見直し方針」に基づき見直しを実施し、平成 29 年度には、補助金等を均一的に終期設定（サンセット方式）することは、実情に即していないことから、新たに定期見直し方式を加え、補助金等の内容により見直しを行うため、基本方針を改定しました。

また、イベント補助金の不均衡の解消のため、平成 30 年度から 3 箇年かけて、イベント目的の明確化、補助基準の統一及び新たな補助率の設定を行いイベント補助金の見直しを進めました。

(2) 課題

平成 25 年に策定した「個別補助金等見直し方針」については、令和 2 年度で見直し期間を終了し、第 2 次行財政改革から引き継いだ課題については、一部は解消されましたが、下記に例示する課題の解消に向け、引き続き見直しを進める必要があります。

- ・団体運営費助成制度数（15 特例運営費助成を除く）：7 制度
- ・特例運営費助成のうち助成対象経費・助成率等が不明確な制度数：2 制度
- ・助成制度の終期設定が規定されていないものの割合：71%
- ・零細・低率助成となっている制度数：1 制度
- ・交付要綱等例規未整備の助成制度の割合（単年度助成を除く）：15%
- ・交付要綱等における当該助成の具体的目的（成果目的）の規定が不徹底
- ・市民等の第三者を加えた評価及び審査が未実施
- ・補助金等の効果の明確化としての、施策目的達成状況を示す指標（成果指標・アウトカム指標）の設定が不徹底

4 第4次行財政改革における現状と課題

(1) 見直しの現状

第3次行財政改革から引き続き、本基本方針に基づき見直しを実施してきたところで
す。

(2) 課題

第3次に引き続き見直しを進めましたが、いずれもまだ途上であり、下記に例示する
課題等の解消に向け、より精査した見直しを進める必要があります。特に、限られた行政
資源を効果的かつ、公平に活用できるよう、既存の補助金について同一基準で一斉に見
直しを実施するなどし、新たな補助制度の設置についても多角的な視点から検討し、補
助財源の確保や既存の補助制度の見直しを行うなど、財源確保とスクラップアンドビル
ドの視点を持ちながら見直しを進める必要があります。

- ・団体運営費助成制度数（15 特例運営費助成を除く）：7 制度
- ・特例運営費助成のうち助成対象経費・助成率等が不明確な制度数：2 制度
- ・助成制度の終期設定が規定されていないものの割合：66%
- ・零細・低率助成となっている制度数：2 制度
- ・交付要綱等例規未整備の助成制度の割合（単年度助成を除く）：17%
- ・交付要綱等における当該助成の具体的目的（成果目的）の規定が不徹底
- ・市民等の第三者を加えた評価及び審査が未実施
- ・補助金等の効果の明確化としての、施策目的達成状況を示す指標（成果指標・アウトカム指標）の設定が不徹底